

## 議第22号

### 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

#### 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第28中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

#### 2 年間観覧料

区 分		金 額
常設展および企画展	小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	1人1年につき 1,200円
	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者	同 1,600
	その他の者	同 2,400

別表第34(3)の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改め、同項イ中「喫茶店営業」を「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業」に改め、同項ウ中「菓子製造業」を「食肉販売業」に、「14,700円」を「10,100円」に、「11,600円」を「8,000円」に改め、同項エ中「あん類製造業」を「魚介類販売業」に、「14,700円」を「10,100円」に、「11,600円」を「8,000円」に改め、同項オ中「アイスクリーム類製造業」を「魚介類競り売り営業」に、「14,700円」を「23,100円」に、「11,600円」を「18,200円」に改め、同項カ中「乳処理業」を「集乳業」に、「23,100円」を「10,100円」に、「18,200円」を「8,000円」に改め、同項キ中「特別牛乳搾取処理業」を「乳処理業」に改め、同項ク中「乳製品製造業」を「特別牛乳搾取処理業」に改め、同項ケ中「集乳業」を「食肉処理業」に、「10,100円」を「23,100円」に、「8,000円」を「18,200円」に改め、同項コ中「乳類販売業」を「食品の放射線照射業」に、「10,100円」を「23,100円」に、「8,000円」を「18,200円」に改め、同項サ中「食肉処理業」を「菓子製造業」に、「23,100円」を「14,700円」に、「18,200円」を「11,600円」に改め、同項シ中「食肉販売業」を「アイスクリーム類製造業」に、「10,100円」を「14,700円」に、

「8,000円」を「11,600円」に改め、同項ス中「食肉製品製造業」を「乳製品製造業」に改め、同項セ中「魚介類販売業」を「清涼飲料水製造業」に、「10,100円」を「23,100円」に、「8,000円」を「18,200円」に改め、同項ソ中「魚介類せり売営業」を「食肉製品製造業」に改め、同項タ中「魚肉ねり製品製造業」を「水産製品製造業」に改め、同項チ中「食品の冷凍または冷蔵業」を「冰雪製造業」に改め、同項ツ中「食品の放射線照射業」を「液卵製造業」に改め、同項テ中「清涼飲料水製造業」を「食用油脂製造業」に改め、同項ト中「乳酸菌飲料製造業」を「みそまたはしょうゆ製造業」に、「14,700円」を「16,800円」に、「11,600円」を「13,200円」に改め、同項ナ中「冰雪製造業」を「酒類製造業」に、「23,100円」を「16,800円」に、「18,200円」を「13,200円」に改め、同項ニ中「冰雪販売業」を「豆腐製造業」に改め、同項ヌ中「食用油脂製造業」を「納豆製造業」に、「23,100円」を「14,700円」に、「18,200円」を「11,600円」に改め、同項ネ中「マーガリンまたはショートニング製造業」を「麺類製造業」に、「23,100円」を「14,700円」に、「18,200円」を「11,600円」に改め、同項ノ中「みそ製造業」を「そうざい製造業」に、「16,800円」を「23,100円」に、「13,200円」を「18,200円」に改め、同項ハ中「醬油製造業」を「複合型そうざい製造業」に、「16,800円」を「27,100円」に、「13,200円」を「23,500円」に改め、同項ヒ中「ソース類製造業」を「冷凍食品製造業」に、「16,800円」を「23,100円」に、「13,200円」を「18,200円」に改め、同項フ中「酒類製造業」を「複合型冷凍食品製造業」に、「16,800円」を「27,100円」に、「13,200円」を「23,500円」に改め、同項ヘ中「豆腐製造業」を「漬物製造業」に改め、同項ホ中「納豆製造業」を「密封包装食品製造業」に、「14,700円」を「23,100円」に、「11,600円」を「18,200円」に改め、同項マ中「めん類製造業」を「食品の小分け業」に改め、同項ミ中「そうざい製造業」を「添加物製造業」に改め、同項ムおよびメを削る。

別表第43(2)の項イを次のように改める。

イ 当該申請または通知に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第8項（同法第25条第1項もしくは第35条第8項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。））または都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第10条第9項もしくは第54条第8項の規定により適用される場合を含む。（3）の項イにおいて同じ。）の規定に基づく法第6条第1項もしくは第6条の2第1項または建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第9項の規定に基づく法第18条第3項の確認済証の交付を受けた建築物である場合

アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、次の（ア）から（ク）までに掲げる当該申請または通知に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該（ア）から（ク）までに定める金額を加算した金額

- （ア）床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,200円
- （イ）床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16,000円
- （ウ）床面積の合計が

	<p>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 26,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 79,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 124,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 157,000円</p> <p>(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 196,000円</p> <p>(ク) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 275,000円</p>
--	---

別表第53(2)の項の次に次のように加える。

(2)の2 法第6条の2第1項の規定に基づく地域連携薬局の認定の申請に対する審査の手数料	10,500円
(2)の3 法第6条の2第4項の規定に基づく地域連携薬局の認定の更新の申請に対する審査の手数料	10,500円
(2)の4 法第6条の3第1項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査の手数料	10,500円
(2)の5 法第6条の3第5項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の更新の申請に対する審査の手数料	10,500円

別表第53(10)の項中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同表(10)の3の項中「第40条の5第4項」を「第40条の5第6項」に改め、同表(10)の4の項中「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同表(10)の5の項中「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改め、同項の次に次のように加える。

(10)の6 政令第2条の8第1項の規定に基づく地域連携薬局または専門医療機関連携薬局の認定証の書換え交付の	2,100円
--	--------

手数料	
(10)の7 政令第2条の9第1項の規定に基づく地域連携薬局または専門医療機関連携薬局の認定証の再交付の手数料	3,000円

別表第53(14)の2の項の次に次のように加える。

(14)の2の2 政令第16条の4第4項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医薬品、医薬部外品または化粧品の製造工程のうち保管（法第13条の2の2第1項に規定する保管をいう。（19)の項を除き、以下この表において同じ。）のみを行う製造所に係る登録証の書換え交付の手数料	2,100円
(14)の2の3 政令第16条の5第5項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医薬品、医薬部外品または化粧品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録証の再交付の手数料	3,000円
(14)の2の4 政令第26条の6第6項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医薬品、医薬部外品または化粧品の製造工程に係る基準確認証の書換え交付の手数料	2,100円
(14)の2の5 政令第26条の7第7項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医薬品、医薬部外品または化粧品の製造工程に係る基準確認証の再交付の手数料	3,000円

別表第53(19)の項ア中「第26条第1項第3号」を「第25条第1項第3号」に改め、同項イ中「第26条第1項第1号」を「第25条第1項第1号」に改め、同項オ中「第26条第2項第1号」を「第25条第2項第1号」に改め、同表(21)の項中「第13条第6項」を「第13条第8項」に改め、同項の次に次のように加える。

(21)の2 政令第80条第2項第3号の規定に基づく法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行う製造所に係る登録の申請に対する審査の手数料	
ア 医薬品の製造所に係る登録である場合	38,000円
イ 医薬部外品の製造所に係る登録である場合	26,800円
ウ 化粧品の製造所に係る登録である場合	26,800円
(21)の3 政令第80条第2項第3号の規定に基づく法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行う製造所に係る登録の更新の申請に対する審査の手数料	
ア 医薬品の製造所に係る登録の更新である場合	20,300円
イ 医薬部外品の製造所に係る登録の更新である場合	20,300円
ウ 化粧品の製造所に係る登録の更新である場合	20,300円

別表第53(23)の項中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同表(24)の項中「同条第13

項」を「同条第15項」に改め、同項ア(ア)および(イ)中「(ウ)」の右に「または(エ)」を加え、同項ア(ウ)中「者」の右に「(エ)に規定する者を除く。以下この表において同じ。)」を加え、同項ア(カ)中「者」の右に「(ク)に規定する者を除く。以下この表において同じ。)」を加え、同項ア(カ)を同項ア(キ)とし、同項ア(オ)中「(カ)」を「(キ)または(ク)」に改め、同項ア(オ)を同項ア(カ)とし、同項ア(エ)中「(カ)」を「(キ)または(ク)」に改め、同項ア(エ)を同項ア(オ)とし、同項ア(ウ)の次に次のように加える。

(エ) 医薬品の製造所に係る法第13条の2の2第1項の登録を受けた者の当該製造工程の無菌医薬品または一般医薬品に係る調査であるとき。	13,400円
--	---------

別表第53(24)の項アに次のように加える。

(ク) 医薬部外品の製造所に係る法第13条の2の2第1項の登録を受けた者の当該製造工程の医薬部外品に係る調査であるとき。	13,400円
--	---------

別表第53(24)の項イを次のように改める。

イ 製造所以外の施設において行う無菌医薬品、一般医薬品または医薬部外品の試験検査に係る調査である場合	
(ア) 無菌医薬品または一般医薬品の試験検査に係る調査であるとき。	13,400円
(イ) 医薬部外品の試験検査に係る調査であるとき。	13,400円

別表第53(25)の項ア(ア)および(イ)中「(ウ)」の右に「または(エ)」を加え、同項ア(カ)を同項ア(キ)とし、同項ア(オ)中「(カ)」を「(キ)または(ク)」に改め、同項ア(オ)を同項ア(カ)とし、同項ア(エ)中「(カ)」を「(キ)または(ク)」に改め、同項ア(エ)を同項ア(オ)とし、同項ア(ウ)の次に次のように加える。

(エ) 医薬品の製造所に係る法第13条の2の2第1項の登録を受けた者の当該製造工程の無菌医薬品または一般医薬品に係る調査であるとき。	39,300円と300円に調査する品目数を乗じて得た金額との合計額
--	-----------------------------------

別表第53(25)の項アに次のように加える。

(ク) 医薬部外品の製造所に係る法第13条の2の2第1項の登録を受けた者の当該製造工程の医薬部外品に係る調査であるとき。	39,300円と300円に調査する品目数を乗じて得た金額との合計額
--	-----------------------------------

別表第53(25)の項イを次のように改める。

イ 製造所以外の施設において行う無菌医薬品、一般医薬品または医薬部外品の試験検査に係る調査である場合	
(ア) 無菌医薬品または一般医薬品の試験検査に係る調査であるとき。	39,300円と300円に調査する品目数を乗じて得た



<p>あるとき。</p>	<p>査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額</p>
<p>(カ) 製造工程区分省令第2条第4号ホに掲げる区分であるとき。</p>	<p>73,000円と1,000円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額</p>
<p>(ク) 製造工程区分省令第2条第4号ヘに掲げる区分であるとき。</p>	<p>73,000円と1,000円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額</p>
<p>ウ 確認に係る製造工程が無菌医薬品または一般医薬品の製造工程である場合 (ク) 製造工程区分省令第2条第5号に掲げる区分であるとき。</p>	<p>39,300円と300円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額</p>
<p>(イ) 製造工程区分省令第2条第6号に掲げる区分であるとき。</p>	<p>39,300円と300円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額</p>
<p>エ 確認に係る製造工程が無菌医薬部外品の製造工程である場合（カに掲げる場合を除く。） (ク) 製造工程区分省令第2条第3号イに掲げる区分であるとき。</p>	<p>104,100円と2,100円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額</p>
<p>(イ) 製造工程区分省令第2条第3号ロに掲げる区分であるとき。</p>	<p>104,100円と2,100円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額</p>
<p>(ウ) 製造工程区分省令第2条第3号ハに掲げる区分であるとき。</p>	<p>104,100円と2,100円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額</p>
<p>オ 確認に係る製造工程が一般医薬部外品の製造工程で</p>	<p></p>

ある場合（カに掲げる場合を除く。）

(フ) 製造工程区分省令第2条第4号イに掲げる区分であるとき。

73,000円と1,000円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額

(イ) 製造工程区分省令第2条第4号ロに掲げる区分であるとき。

73,000円と1,000円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額

(ウ) 製造工程区分省令第2条第4号ハに掲げる区分であるとき。

73,000円と1,000円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額

(エ) 製造工程区分省令第2条第4号ニに掲げる区分であるとき。

73,000円と1,000円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額

(オ) 製造工程区分省令第2条第4号ホに掲げる区分であるとき。

73,000円と1,000円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額

(カ) 製造工程区分省令第2条第4号ヘに掲げる区分であるとき。

73,000円と1,000円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額

カ 確認に係る製造工程が無菌医薬部外品または一般医薬部外品の製造工程である場合

(フ) 製造工程区分省令第2条第5号に掲げる区分であるとき。

39,300円と300円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額

(イ) 製造工程区分省令第2条第6号に掲げる区分であるとき。

39,300円と300円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額



(25)の2の2 政令第80条第2項第7号の規定に基づく法第14条の7の2第3項に規定する製造管理または品質管理の方法に係る確認（以下この項において「確認」という。）の手数料	
ア 確認に係る調査が製造所において行う製造管理または品質管理に係るものである場合	
(ア) 無菌医薬品に係る調査であるとき（ウ）または（エ）に掲げるときを除く。）	48,800円
(イ) 一般医薬品に係る調査であるとき（ウ）または（エ）に掲げるときを除く。）	28,800円
(ウ) 医薬品包装等製造業を行う者の当該製造工程の無菌医薬品または一般医薬品に係る調査であるとき。	13,400円
(エ) 医薬品の製造所に係る法第13条の2の2第1項の登録を受けた者の当該製造工程の無菌医薬品または一般医薬品に係る調査であるとき。	13,400円
(オ) 無菌医薬部外品に係る調査であるとき（キ）または（ク）に掲げるときを除く。）	48,800円
(カ) 一般医薬部外品に係る調査であるとき（キ）または（ク）に掲げるときを除く。）	28,800円
(キ) 医薬部外品包装等製造業を行う者の当該製造工程の医薬部外品に係る調査であるとき。	13,400円
(ク) 医薬部外品の製造所に係る法第13条の2の2第1項の登録を受けた者の当該製造工程の無菌医薬部外品または一般医薬部外品に係る調査であるとき。	13,400円
イ 確認に係る調査が製造所以外の施設において行う無菌医薬品、一般医薬品または医薬部外品の試験検査に係るものである場合	
(ア) 無菌医薬品または一般医薬品の試験検査に係る調査であるとき。	13,400円
(イ) 医薬部外品の試験検査に係る調査であるとき。	13,400円

別表第53(28)の項中「第40条の2第5項」を「第40条の2第7項」に改める。

別表第68(2)の項アを次のように改める。

ア 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合	
(ア) (イ)に掲げるもの以外のもの	
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	237,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円）
b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	292,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、20,000円）
c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	375,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、31,000円）
d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	529,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000円）
e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	648,000円（評価書面の添付がなされたものにあ

<ul style="list-style-type: none"> <li>f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</li> <li>g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</li> <li>h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</li> </ul> <p>(イ) モデル建物法の評価によるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</li> <li>b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</li> <li>c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</li> <li>d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</li> <li>e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</li> <li>f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</li> <li>g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</li> <li>h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</li> </ul>	<p>つては、129,000円) 763,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、162,000円) 868,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、201,000円) 1,079,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、279,000円)</p> <p>93,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円) 116,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、20,000円) 151,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、31,000円) 239,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000円) 310,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、129,000円) 371,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、162,000円) 434,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、201,000円) 559,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、279,000円)</p>
---	---

別表第69(1)の項を次のように改める。

<p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「法」という。）第12条第1項または第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の手数料</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が工場等の用途以外の用途に供するものである場合</p> <p>イ (イ) に掲げるもの以外のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</li> <li>b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</li> <li>c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000</li> </ul>	<p>235,000円 290,000円 373,000円</p>
---	---

平方メートル未満のもの		
d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	527,000円	
e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000円	
f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	761,000円	
g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	866,000円	
h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,077,000円	
(イ) モデル建物法の評価によるもの		
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	91,000円	
b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	114,000円	
c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	149,000円	
d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	237,000円	
e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	308,000円	
f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	369,000円	
g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	432,000円	
h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	557,000円	
イ 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が工場等の用途に供するものである場合		
(ア) (イ)に掲げるもの以外のもの		
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	25,000円	
b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	33,000円	
c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	45,000円	
d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	103,000円	
e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	150,000円	
f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	185,000円	
g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	228,000円	
h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	315,000円	
(イ) モデル建物法の評価によるもの		
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	21,000円	
b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	28,000円	
c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	40,000円	
d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	96,000円	

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	143,000円
f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	177,000円
g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	219,000円
h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	303,000円

別表第69(2)の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同項アを次のように改める。

ア 法第34条第3項に規定する申請建築物（以下この表において「申請建築物」という。）または同項に規定する他の建築物（以下この表において「他の建築物」という。）の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合	
(ア) (イ)に掲げるもの以外のもの	
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	235,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000円）
b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	290,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、18,000円）
c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	373,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、29,000円）
d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	527,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、81,000円）
e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、127,000円）
f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	761,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、160,000円）
g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	866,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、199,000円）
h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,077,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、277,000円）
(イ) モデル建物法の評価によるもの	
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	91,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000円）
b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	114,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、18,000円）
c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	149,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、29,000円）

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	237,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、81,000円）
e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	308,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、127,000円）
f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	369,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、160,000円）
g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	432,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、199,000円）
h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	557,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、277,000円）

別表第69(3)の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表(4)の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第29条第2項第3号」を「第34条第2項第3号」に改め、同表(5)の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に改め、同表(6)の項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同項アを次のように改める。

ア 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合	
(イ) に掲げるもの以外のもの	
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	235,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000円）
b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	290,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、18,000円）
c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	373,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、29,000円）
d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	527,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、81,000円）
e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、127,000円）
f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	761,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、160,000円）
g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	866,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、199,000円）
h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,077,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、277,000円）

(イ) モデル建物法の評価によるもの	あつては、277,000円)
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	91,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000円）
b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	114,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、18,000円）
c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	149,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、29,000円）
d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	237,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、81,000円）
e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	308,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、127,000円）
f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	369,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、160,000円）
g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	432,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、199,000円）
h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	557,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、277,000円）

付 則

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 次項の規定 公布の日
  - (2) 別表第43、別表第68および別表第69の改正規定 令和3年4月1日
  - (3) 別表第34の改正規定 令和3年6月1日
  - (4) 別表第53の改正規定 令和3年8月1日
  - (5) 別表第28の改正規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日
- 2 前項第4号に掲げる規定の施行の日前に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）附則第12条第7項、第9項または第11項の規定に基づき、同法第2条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第6条の2第1項もしくは第6条の3第1項の認定、第13条の2の2第1項の登録または第14条の2第1項もしくは第14条の7の2第3項の確認の申請がなされた場合においては、改正後の別表第53の規定の例により、手数料を徴収する。



議第 号 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案





議第 号 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案



議第 号 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

